

平成 29 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 弘明
 (コード番号 2743 JASDAQ)
 問 合 せ 先
 役職・氏名 取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建
 電 話 03-6731-3414

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 30 日開催の当社第 31 期定時株主総会において「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 各事業年度における取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。また、本変更に伴い会社法第 459 条第 1 項の定めにより、定款第 42 条の変更を行うものであります。
- (2) 取締役及び監査役を補欠、増員により選任した場合に、他の在任する取締役及び監査役と任期を揃えるための変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 条～第 19 条 (条文省略)	第 1 条～19 条 (現行どおり)
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 〈新 設〉	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>第21条～第31条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第33条～第41条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第42条 <u>剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として又は増員により選任された監査役の任期は、退任した監査役又は他の在任監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第33条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>第43条～第44条 (現行どおり)</p>

3. 日程

取締役会決議 平成 29 年 2 月 22 日
株主総会開催日 平成 29 年 3 月 30 日
効力発生日 平成 29 年 3 月 30 日

以上